

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の施行に関して必要な事項を定める要綱

制 定 平成 20 年 2 月 29 日
最近改定 平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下、「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定める。

(市長が特別の理由があると認めるときの要件)

第 2 条 条例第 25 条の 2 ただし書きに規定する市長が特別の理由があると認めるときとは、占有者等が、視覚障害その他の理由により分別が困難な場合とする。

(勧告)

第 3 条 条例第 25 条の 3 の 2 第 1 項の規定により勧告するときは、勧告書（第 1 号様式）により行うものとする。

(命令)

第 4 条 条例第 25 条の 3 の 2 第 2 項の規定により命令するときは、命令書（第 2 号様式）により行うものとする。

(過料)

第 5 条 条例第 53 条第 2 項の規定により過料を科すときは、過料処分通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。過料の納期限は、発付日の 30 日後とする。
2 条例第 53 条第 2 項及び第 3 項に規定する過料の金額については、2,000 円とする。

(弁明の機会の付与)

第 6 条 条例第 25 条の 3 の 2 第 2 項に規定する命令及び条例第 53 条第 2 項に規定する過料の処分を行おうとする場合、弁明の機会の付与について（第 4 号様式）により、当該処分の名あて人となるべき者に対し、弁明の機会を付与することを通知するものとする。
2 前項の不利益処分の名あて人となるべき者は、弁明する場合、弁明書（第 5 号

様式)により行うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、資源循環局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁日から施行する。ただし、第3条については、平成20年5月1日から施行する。
- 2 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第51条第2項及び第3項に定める過料の金額に関する要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁日から施行する。ただし、第3条から第6条については、平成20年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

勧告書

資 第 号

平成 年 月 日

住所

氏名

横浜市長

印

『横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例』第25条の3の2第1項の規定により、次のとおり勧告します。

勧告の内容	
-------	--

命令書

資 指令第 号

平成 年 月 日

住所

氏名

横浜市長

印

『横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例』第25条の3の2第2項の規定により、次のとおり命じます。

命令の内容	
-------	--

(備考)
様式の下欄には、教示について記載することができる。

過料処分通知書

住所

氏名

上記の者に対し、『横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例』第53条第2項の規定により、金2,000円の過料に処する。なお、別に交付する納入通知書によりこれを納付しなければならない。納期限は、平成〇年〇月〇日とする。

年 月 日

横浜市長 印

(備考)
様式の下欄には、教示について記載することができる。

弁明の機会の付与について

第 号
平成 年 月 日

様

横浜市長 印

の規定に基づき、弁明の機会を付与しますので、弁明書（第5号様式）を提出してください。

予定される不利益処分 の内容	
不利益処分の原因となる 事実	
根拠条例及び条項	
弁明書の提出期限	年 月 日
弁明書の提出先 及び連絡先	

弁 明 書

平成 年 月 日

横浜市長

(提出者)
住所
氏名
電話番号

年 月 日 第 号の通知について、次のとおり弁明書を提出します。

予定される不利益処分の内容	
不利益処分の原因となる事実	
内 容	